

改正後	改正前
<p>個⑥063 情報基盤強化設備等を取得した場合等の所得税額の特別控除に関する明細書（本表）【裏面】</p> <p style="text-align: center;">情報基盤強化設備等を取得した場合等の所得税額の特別控除に関する明細書（本表）</p> <p>この明細書は、青色申告者が平成21年6月改正前の租税特別措置法（以下「旧措法」といいます。）第10条の6第3項及び第4項（平成21年改正前の租税特別措置法（以下「21年旧措法」といいます。）第3項及び第4項又は平成20年改正前の租税特別措置法施行令第5条の8第1項に係る部分を含みます。）に規定する情報基盤強化設備等を取得した場合の所得税額の特別控除の適用を受けるときに使用します。</p> <p>また、平成19年改正前の租税特別措置法（以下「19年旧措法」といいます。）第10条の6第3項、第4項又は第5項までに規定する情報基盤整備強化設備等を取得した場合等の所得税額の特別控除の適用を受けるときにも、この明細書を使用します。</p> <p>なお、19年旧措法第10条の6第4項の規定による控除を受けた個人で平成19年改正前の租税特別措置法施行令（以下「19年旧措令」といいます。）第5条の8第16項の規定の適用を受けるときには、「⑤」欄及び「⑧」欄から「⑩」欄、「情報基盤強化設備等」欄を使用します。</p> <p>この明細書は、情報基盤強化設備等を取得した場合等の所得税額の特別控除を受ける年分の確定申告書（19年旧措令第5条の8第16項の規定の適用を受けるときは、情報基盤強化設備等の供用年の翌年以後の各年分の確定申告書又は19年旧措法第10条の6第11項の規定による修正申告書）に添付してください。</p> <p>1 記載要領</p> <p>(1) 「①」欄の空欄には、この規定の適用を受ける該当項を記載します。</p> <p>なお、19年旧措法第10条の6第3項から第5項の規定の適用を受けるときは、欄の上段に「（旧法）」と記載してください。</p> <p>(2) 「②」欄及び「③」欄には、情報基盤強化設備等の耐用年数省令別表第一から別表第三までに定める種類を記載し、「③」欄には、租税特別措置法施行規則（以下「措規」といいます。）第5条の11に掲げる情報基盤強化設備等の名称を記載します。</p> <p>(3) 「⑥」欄及び「⑦」欄には、所得税法第42条又は第43条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得（製作）価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。</p> <p>(4) 「⑥」欄には、21年旧措法第3項及び第3項又は19年旧措法第10条の6第3項から第5項の規定の適用を受けるときに記載します。</p> <p>(5) 「⑦」欄には、措法10条の6第3項及び第4項の規定の適用を受けるときに記載します。</p> <p>(6) 「⑧」～「⑩」、「㉔」～「㉖」及び「㉚」の各欄は、19年旧措令第5条の8第4項に規定するリース契約が平成20年3月31日以前に締結されたものである場合に限り記載してください。</p> <p>(7) 「⑨」欄は、暦に従って計算し、1月未満の端数は切り上げて記載します。</p> <p>(8) 「⑩」欄には、情報基盤強化設備等のリース契約期間において支払われる費用の額（当該設備の賃借に係る費用以外の費用の額は除きます。）を記載します。</p> <p>(9) 「㉔」欄には、損益通算や雑損失・純損失の繰越控除をする前の本年分の利子所得の金額、配当所得の金額、不動産所得の金額、事業所得の金額、給与所得の金額、総合譲渡所得の金額（長期譲渡所得にあつては、2分の1後の金額）、一時所得の金額（2分の1後の金額）又は雑所得の金額（これらの所得のうち赤字のものは除きます。）の合計額を記載します。</p> <p>(10) 「㉕」欄には、本年分の確定申告書に記載した営業等所得の金額及び農業所得の金額の合計額（これらの所得のうち赤字のものがあつたときは通算後の金額）を記載します。</p> <p>(11) 「㉖」欄には、本年分の総所得金額に係る所得税額を記載しますが、配当控除がある場合には、これを控除した後の金額を記載します。</p> <p>(12) 「㉚」欄には、リース分の特別控除額がない場合には「㉗-㉚」の金額を記載し、リース分の特別控除額がある場合には「㉚-㉚」の金額を記載します。</p> <p>(13) 「㉚」欄には、その年の前年に対象事業の用に供しリース税額控除の適用を受けた情報基盤強化設備等をその年に対象事業の用に供しなくなった場合に、19年旧措法第10条の6第6項の規定による繰越税額控除限度超過額の計算上控除される金額を、付表により計算した上記記載します。</p> <p>2 提出先 納税地を所轄する税務署長</p> <p>3 根拠条文 旧措法第10条の6、19年旧措法第10条の6、平成21年所法等改正法附則第26条、平成19年所法等改正法附則第69条</p>	<p>個⑥063 情報基盤強化設備等を取得した場合等の所得税額の特別控除に関する明細書（本表）【裏面】</p> <p style="text-align: center;">情報基盤強化設備等を取得した場合等の所得税額の特別控除に関する明細書（本表）</p> <p>この明細書は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条の6第3項及び第4項（平成21年改正前の租税特別措置法（以下「21年旧措法」といいます。）第3項及び第4項又は平成20年改正前の租税特別措置法施行令第5条の8第1項に係る部分を含みます。）に規定する情報基盤強化設備等を取得した場合の所得税額の特別控除の適用を受けるときに使用します。</p> <p>また、平成19年改正前の租税特別措置法（以下「19年旧措法」といいます。）第10条の6第3項、第4項又は第5項までに規定する情報基盤整備強化設備等を取得した場合等の所得税額の特別控除の適用を受けるときにも、この明細書を使用します。</p> <p>なお、19年旧措法第10条の6第4項の規定による控除を受けた個人で平成19年改正前の租税特別措置法施行令（以下「19年旧措令」といいます。）第5条の8第16項の規定の適用を受けるときには、「⑤」欄及び「⑧」欄から「⑩」欄、「情報基盤強化設備等」欄を使用します。</p> <p>この明細書は、情報基盤強化設備等を取得した場合等の所得税額の特別控除を受ける年分の確定申告書（19年旧措令第5条の8第16項の規定の適用を受けるときは、情報基盤強化設備等の供用年の翌年以後の各年分の確定申告書又は19年旧措法第10条の6第11項の規定による修正申告書）に添付してください。</p> <p>1 記載要領</p> <p>(1) 「①」欄の空欄には、この規定の適用を受ける該当項を記載します。</p> <p>なお、旧措法第10条の6第3項から第5項の規定の適用を受けるときは、欄の上段に「（旧法）」と記載してください。</p> <p>(2) 「②」欄及び「③」欄には、情報基盤強化設備等の耐用年数省令別表第一から別表第三までに定める種類を記載し、「③」欄には、租税特別措置法施行規則（以下「措規」といいます。）第5条の11に掲げる情報基盤強化設備等の名称を記載します。</p> <p>(3) 「⑥」欄及び「⑦」欄には、所得税法第42条又は第43条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得（製作）価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。</p> <p>(4) 「⑥」欄には、21年旧措法第3項及び第3項又は19年旧措法第10条の6第3項から第5項の規定の適用を受けるときに記載します。</p> <p>(5) 「⑦」欄には、措法10条の6第3項及び第4項の規定の適用を受けるときに記載します。</p> <p>(6) 「⑧」～「⑩」、「㉔」～「㉖」及び「㉚」の各欄は、19年旧措令第5条の8第4項に規定するリース契約が平成20年3月31日以前に締結されたものである場合に限り記載してください。</p> <p>(7) 「⑨」欄は、暦に従って計算し、1月未満の端数は切り上げて記載します。</p> <p>(8) 「⑩」欄には、情報基盤強化設備等のリース契約期間において支払われる費用の額（当該設備の賃借に係る費用以外の費用の額は除きます。）を記載します。</p> <p>(9) 「㉔」欄には、損益通算や雑損失・純損失の繰越控除をする前の本年分の利子所得の金額、配当所得の金額、不動産所得の金額、事業所得の金額、給与所得の金額、総合譲渡所得の金額（長期譲渡所得にあつては、2分の1後の金額）、一時所得の金額（2分の1後の金額）又は雑所得の金額（これらの所得のうち赤字のものは除きます。）の合計額を記載します。</p> <p>(10) 「㉕」欄には、本年分の確定申告書に記載した営業等所得の金額及び農業所得の金額の合計額（これらの所得のうち赤字のものがあつたときは通算後の金額）を記載します。</p> <p>(11) 「㉖」欄には、本年分の総所得金額に係る所得税額を記載しますが、配当控除がある場合には、これを控除した後の金額を記載します。</p> <p>(12) 「㉚」欄には、リース分の特別控除額がない場合には「㉗-㉚」の金額を記載し、リース分の特別控除額がある場合には「㉚-㉚」の金額を記載します。</p> <p>(13) 「㉚」欄には、その年の前年に対象事業の用に供しリース税額控除の適用を受けた情報基盤強化設備等をその年に対象事業の用に供しなくなった場合に、19年旧措法第10条の6第6項の規定による繰越税額控除限度超過額の計算上控除される金額を、付表により計算した上記記載します。</p> <p>2 提出先 納税地を所轄する税務署長</p> <p>3 根拠条文 措法第10条の6、21年旧措法第10条の6、19年旧措法第10条の6、平成21年所法等改正法附則第26条、平成19年所法等改正法附則第69条</p>